

# 一般社団法人クリーンビューティージャパン定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人クリーンビューティージャパンと称し、英文では、CLEAN BEAUTY. JAPAN Association, Inc.と表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、持続可能な開発目標（SDG s）に則して、持続可能な生産消費形態を確保するために必要な情報の発信、調査研究を行う。また、環境や福祉及び健康、社会貢献、寄付に関する教育の機会を創出し子供たちに提供することで次世代の担い手を育てる。子供の貧困及び不平等を是正するための調査研究、寄付活動及び寄付基盤の構築を図る。それにより、私たちを取り巻く環境や社会がより良くなることを目指す。

### (活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) こどもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) その他前各号に掲げる活動に附帯又は関連する活動

### (事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子供たちの安心・安全なくらしの確保に係る事業及び支援が必要な子供達への学習と教育等の支援事業
- (2) 美容・食に係る商品の企画開発及びコンサルティング事業
- (3) 民間非営利団体の事業支援及びコンサルティング、資金調達支援事業
- (4) 環境及び福祉、健康に関する調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業
- (5) 環境活動の推進と福祉の充実を図るための情報発信事業
- (6) 美容製品の寄付事業
- (7) 募金活動に関連する収益事業
- (8) 講演会、研究会、講習会及び交流会等の開催
- (9) インターネットウェブサイト、ウェブコンテンツ等、当法人の目的に係る各種メディアの企画、運営
- (10) クリーンビューティープロダクトマークの作成及び認証
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人の所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、2か月以上前に代表理事に申し出ることとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉の毀損や目的に反する行為をし、もしくは社員の義務に反する等、除名するに足る事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名できる。

(資格喪失)

第 10 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 1年以上、会費を滞納したとき
- (4) 総社員の同意があったとき

## 第4章 会 員

(会員の構成)

第 11 条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 特別会員 当法人の活動に協賛した個人又は団体

(入会)

第 12 条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により申し込みを行い、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 13 条 個人会員もしくは団体会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(変更の届出)

第 14 条 会員は、その氏名、住所、連絡先等について、当法人への届出事項に変更が生じた場合は、速やかに別に定める所定の変更手続きを行うものとする。

- 2 当法人は、会員が前項の手続きを行わなかったことによる不利益についての責任を負わないこととする。

(退会)

第 15 条 個人会員もしくは団体会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 16 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該

会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由がある場合

(会員資格の喪失)

第 17 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 13 条の義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 会員である個人が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、または会員である法人が解散したとき

## 第 5 章 社員総会

(構成)

第 18 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第 19 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の二種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、その必要がある場合に随時開催する。

(開催地)

第 20 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 21 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、総会を招集する場合には、開催予定日の一週間前までに、開催日時及び場所、目的、審議事項を記載した書面又は電磁的方法により社員に通知する。

(議長)

第 22 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(表決権)

第 23 条 社員総会における表決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

- 2 やむを得ない事由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 総会の決議について、特別な利害関係を有する社員は、その議事に参加することができない。

(決議)

第 24 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の表決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の表決権の過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は特別決議により行う。
  - (1) 社員の除名（一般法人法第 49 条第 2 項第 1 号）
  - (2) 理事等の責任の一部免除（一般法人法第 49 条第 2 項第 3 号）
  - (3) 定款の変更（一般法人法第 49 条第 2 項第 4 号）
  - (4) 事業の全部譲渡（一般法人法第 49 条第 2 項第 5 号）
  - (5) 解散及び精算終結までの継続（一般法人法第 49 条第 2 項第 6 号）
  - (6) 吸収合併及び新設合併（一般法人法第 49 条第 2 項第 7 号）
  - (7) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 6 章 理事及び監事等

(役員の設定)

第 26 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 5 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 23 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 理事及び監事は、次の各号に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに耐えられないとき。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 33 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第 34 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他のその理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 35 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法で定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

### （構成）

第36条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、必要があると認めるときは理事会に出席し、意見を述べなければならない。

### （権限）

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
  - (2) 理事の職務執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任
  - (4) 顧問の選任及び解任
  - (5) 社員総会の開催日時及び場所、目的である事項の決定
  - (6) 規則の制定、改定及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従いたる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
  - (6) 第36条第1項の責任免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

### （開催）

第38条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電

磁的方法をもって召集の請求があったとき

- (3) 監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認め  
て代表理事に召集の請求があったとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 2 号により理事が招  
集する場合及び同項第 3 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の請求があった場合は、その請求があ  
った日から 7 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事  
会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開  
催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当  
たる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わるこ  
とができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、そ  
の提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法をも  
って同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があった  
ものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通  
知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一  
般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその  
結果、その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載  
又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名をし、理事会の

日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるものを当法人の理事会規則とする。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、社員又は会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、

理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 53 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第 3 号から第 7 号までの書類について税理士又は会計士の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及びプライバシーポリシーを主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織、事業活動状況の概要及びこれらに関する重要事項を記載したものの

(剰余金の不分配)

第 54 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 56 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 57 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の表決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 58 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 1 1 章 委員会及び事務局

(設置)

第 59 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会（アドバイザリーボード）及び事務局を設置することができる。

(委員会)

第 60 条 委員会（アドバイザリーボード）の委員（アドバイザー）は、社員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

2 委員会（アドバイザー）の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第 61 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

## 第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 62 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によ

る。

(個人情報の保護)

第 63 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

### 第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 64 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

### 第 14 章 附 則

(最初の事業年度)

第 65 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 66 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 井ノ瀬里佳 上月茶奈 小園かおり

設立時代表理事 井ノ瀬里佳

(住所：埼玉県東松山市大谷 3 7 6 0 - 1)

(設立時の主たる住所)

第 67 条 当法人の成立時の主たる事務所の住所は、次のとおりである。

(住所：東京都中央区銀座一丁目 2 2 番地 1 1 号 銀座大竹ビジデンス 2 階)

(法令の準拠)

第 68 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人クリーンビューティージャパン設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 3 年 3 月 21 日

設立時社員

井ノ瀬里佳

設立時社員

上月茶奈